

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (畜産経営体向け)

(1) 適正な施肥		申請時	報告時
①	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) 適正な防除		申請時	報告時
③	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(3) エネルギーの節減		申請時	報告時
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(4) 悪臭及び害虫の発生防止		申請時	報告時
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的 な利用及び適正な処分		申請時	報告時
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(6) 生物多様性への悪影響の防止		申請時	報告時
⑩	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(7) 環境関係法令の遵守等		申請時	報告時
⑪	みどりの食料システム戦略の理解 ※別紙「みどりのチェック」に取り組みましょう！参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫	関係法令の遵守 ※裏面参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理 の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正 競争防止に関する法律の遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に国で策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等（平成15年法律第97号）

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等